

被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、平成28年7月サービス利用分まで利用者負担の免除があります。詳細が決まり次第、後日申請を行っていただきます。

【対象者】

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

【問合せ先】

高齢介護課 0964-32-1406（直通）
 0964-32-1111（内線 1143～1147）